

**特別区人事・厚生事務組合職員措置請求監査結果
(平成30年度第1号)**

特別区人事・厚生事務組合 監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

X

2 請求書の提出

平成30年12月18日（火）

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

請求人は特別区人事・厚生事務組合（以下「事務組合」という。）に対し、訴訟を提起したが、事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、管理者本人及び事務組合職員の不法行為等を隠蔽するために、違法な行為により請求人の全財産を奪ったA弁護士（以下「A」という。）との間で訴訟委任契約を交わし、公金を使用して弁護士報酬を支払った。管理者は、Aが犯罪者と知ったうえで、事務組合と委任契約を締結し、公金を使用することは、違法又は不当な行政執行である。

請求人は、①事務組合と犯罪者Aとの委任契約に対しての契約の解除、無効の確認、取消しなどの措置、②事務組合が被った損害（弁護士報酬額の支払い）を補填するための必要な措置を求める。

〈請求の原因（要約）〉

ア Aは、P区職員及びP区民社会福祉協議会職員の訴訟委任状を偽造し、訴訟当事者に成り済まして請求人に訴訟を提起した。Aは、卑劣かつ違法な手段を用いて請求人を敗訴に追い込み、財産を奪った。

Aは、請求人とP区間の訴訟（国家賠償請求事件）において、答弁書及び準備書面等を偽造・ねつ造して裁判所に提出した。

Aは、請求人と管理者及び事務組合職員間の訴訟において、管理者及び事務組合職員の訴訟委任状を偽造した。また、無報酬で事件を受託した。

管理者及び事務組合職員は、Aと訴訟委任契約を締結することなく、また、弁護士報酬を支払うことなくAに訴訟委任した。

イ 事務組合は、Aが犯罪者であることを知りながら、管理者及び事務組合職員の不法行為を隠蔽するためにAに訴訟委任した。

ウ 事務組合は、当該委任契約において、訴訟事案の内容を総合的に判断し適正な金額により弁護士報酬額を決定すべきところ、着手金・報酬金を単価契約（著しく低廉な金額）により決定した。

エ 事務組合は、訴訟事案に關係のない弁護士に訴訟委任すべきところ、訴訟事案の当事者であるAを選任した。

オ Aは、答弁書の作成にあたり事務組合と協議せず、また、裁判終了後に訴訟関係書類を返還していない。事務組合は、Aが委任された弁護士業務を行っていないにも関わらず弁護士報酬として公金を不正流用した。

(2) 事実証明書等添付資料

①委任契約書（資料1の1、資料1の2）

平成29年11月27日付事務組合及びAによる委任契約書（2件）

②支出命令書及び請求書（資料2の1）

平成30年5月1日付Aへの委託料支払に係る支出命令書及び平成30年5月1日付Aの請求書

③支出負担行為兼支出命令書及び請求書（資料2の2）

平成30年5月1日付Aへの委託料支払に係る支出負担行為兼支出命令書及び平成30年5月1日付Aの請求書

④訴訟委任状（資料3）

管理者及び事務組合職員5名によるAへの訴訟委任状（計6件）

※添付資料は省略

第2 請求の要件審査

請求の対象となっている委任契約は、平成29年11月27日の財務会計行為であり、地方自治法（以下「法」という。）第242条第2項に定める監査請求期間を超過している。

本件請求は、前記請求期間を超過している部分を除き、法第242条第1項に定める要件を形式上具備しているものと認め、これを受理することを決定した。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 平成29年11月27日締結のAとの委任契約に基づく平成30年5月23日の委託料の支出は、違法又は不当な公金の支出にあたるか。
- (2) 上記(1)の支出によって、事務組合は損害を被っているか。損害を被っている場合は、それを補填するための措置を講じることが必要であるか。

2 監査対象部署

総務部及び法務部から事情説明の聴取を行い、同二部及び会計室に関係書類の提出を求めた。

3 請求人の陳述及び証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して陳述及び証拠の提出の機会を与えたが、請求人から、陳述及び証拠の提出については希望しない旨書面にて回答があった。

4 事実関係の確認

- (1) 当該委任契約の内容について

当該2件の委任契約について、一つ目の契約が、請求人と事務組合間の1件目の訴訟に関わるものであること、二つ目の契約が、請求人と事務組合間の2

件目以降の訴訟に関わるものであることを確認した。

(2) 委任した訴訟について

Aに委任した訴訟が合計28件であること、そのすべてが、平成30年4月14日までに民事訴訟法第263条に基づく訴えの取下げの擬制により終了している旨の報告を、Aより受けていることを確認した。

5 監査対象部署の説明（要約）

(1) 総務部

- Aは、請求人が提起したP区を被告とする訴訟事件等を多数受任している。このため、当組合は、経緯を十分把握しているAが適任であると判断し、本件訴訟事務を委任したものである。
Aが犯罪者であるとの証拠は何らなく、そのような認識をもって委任契約を締結した事実はない。当組合職員が不法行為を行い、それを隠蔽するために委任契約を締結したという事実もない。
- Aと法令に反する金額で委任契約を締結した事実、Aが委任された弁護士業務を行っていないという事実もない。

(2) 法務部

- Aについて、過去に、請求人が主張するような刑事責任を負ったり、また、弁護士会による懲戒処分を受けたりした事実はない。
- 法務部職員が指定代理人をつとめたP区被告事件については、法務部職員が答弁書や準備書面の作成、その他の訴訟事務を行っており、請求人の主張（Aが答弁書や準備書面等を偽造・ねつ造したという主張）する事実はない。
- 請求書に添付されている訴訟委任状のうち5件は法務部職員のものであるが、各人から事情を聞いたところ、いずれの職員も、同職員個人を被告とする訴訟について、Aと訴訟委任契約を締結した上でその処理を委任しており（訴訟委任状も本人の自署）、また、Aに対して報酬を支払っているとのことであった。
- 当組合がAに委任した訴訟（事務組合被告事件）について、当該訴訟における請求人の主張を何ら争わなければ、請求人の請求認容判決がなされるところ（民事訴訟法第159条第1項）、28件全てについて請求人の請求が認容されることなく終了している。したがって、Aが当組合からの訴訟委任に基づき、請求人の主張を争う答弁書を提出したこととは明らかである。
また、請求人の主張する訴訟関係書類の返還がなされていないことが事実であったとしても、訴訟関係書類の返還をしないことが、委任された弁護士業務を行わないことを表すものではない。

第4 監査執行の除斥

本件請求の監査において、高野之夫監査委員は、法第199条の2の規定により除斥となることから、本件監査に関与していない。

第5 監査の結果

1 判断

本件請求については、一部を却下、その他の部分を理由がないものと認め、これを棄却する。

2 判断理由

(1) 請求人は、(ア)事務組合とAとの間における委任契約の解除、無効の確認、取消し等の措置を求め、(イ)当該委任契約に基づく報酬の支払いは違法・不当で事務組合に損害を与えるものであるから、これを補填するための必要な措置を求めるとの主張をしていると解される。

(2) このうち(ア)については、当該委任契約は平成29年11月27日に締結されたものであり、本件請求の受理日（平成30年12月18日）には、法第242条第2項に定める期間を超過している。

したがって、(ア)については却下する。

(3) (イ)について、請求人の主張理由や趣旨は、次のとおりと解される。

① Aは、(A)P区職員及びP区民社会福祉協議会職員の訴訟委任状、(B)請求人とP区間の訴訟（国家賠償請求事件）に係る答弁書及び準備書面等、(C)請求人と管理者及び事務組合職員間の訴訟に係る訴訟委任状を偽造した。

② 上記(C)の訴訟において、管理者及び事務組合職員は、無報酬にてAに訴訟委任した。これらの不法行為を隠蔽するために、事務組合は、当該委任契約をAと締結した。

③ 事務組合は、Aとの委任契約において、着手金・報酬金を単価契約（著しく低廉な金額）により決定した。

④ 事務組合は、訴訟当事者であるAを選任した。

⑤ Aは、訴訟手続上の書面（答弁書等）の作成にあたり事務組合と協議せず、また、訴訟終了後に訴訟関係書類を事務組合に返還していない。事務組合は、Aが委任された弁護士業務を行っていないにも関わらず報酬を支払った。

以上により、当該委任契約に基づく報酬の支払いは違法・不当な公金の支出であり、事務組合に損害を与えているので、補填するための措置を求める。

(4) ①について

(A)及び(B)のAによる偽造については、その事実を証明する客観的資料は何ら示されていない。

(C)に関しては、管理者及び事務組合職員によるAへの訴訟委任状がそれぞれ請求書に添付されており、請求人は、これをAの偽造によるものと主張している。

しかし、当該委任状は、いずれも委任者本人の署名又は記名押印があり、民事訴訟法第228条第4項により、真正に成立したという推定を受けるものであ

る。したがって、これを偽造されたものとするには、推定を覆す立証が必要となる。

この点、請求人は、当該委任状が委任者本人の作成によるものかの当事者照会に回答がなかったこと、署名が自署ではなくゴム印のものがあること、犯罪者に委任する理由がないことを、偽造の根拠にあげていると解される。

しかし、当事者照会への回答がないことや署名がゴム印であることが、前記民事訴訟法上の推定を覆す根拠になるとは言えない。また、Aが犯罪者であるというのは証明された事実ではなく、主張は前提を欠く。その他に、Aによる偽造であることを立証する客観的資料も示されていない。

よって、Aが偽造行為をしたという主張を採用することはできない。

(5) ②について

請求人は、管理者及び事務組合職員が無報酬でAに訴訟委任したことを行為の理由としているが、それを裏付ける資料等の提示はなく、そもそも無報酬であったとしても、それをもって直ちに不法行為があったすることはできない。

また、管理者及び事務組合職員の不法行為を隠蔽するためにAに委任したとの主張を裏付ける証拠や蓋然性を示す客観的資料の提示もない。

よって、当該主張を採用することはできない。

(6) ③について

単価契約は契約手法の一つで、当事者間の意思の合致があれば契約は成立するものであり、手続きも問題はない。

また、請求人は、契約金額が低廉であることも問題にしていると推測されるが、委任した訴訟内容等の実態を踏まえて、双方合意の上で金額を決定していることから何ら問題となるものではない。

(7) ④について

Aが訴訟事件の当事者や関係人であったとしても、弁護士法第25条各号の職務を行い得ない事件に該当しなければ選任を避けるべき理由とはならず、本件委任契約は職務を行い得ない事件に該当しない。また、請求人は、Aを犯罪者とするが、弁護士法第7条の欠格事由に該当する客観的証明がなされているわけでもない。

事務組合が事情に通ずる者に訴訟委任することは何ら不適切なものではなく、当該委任契約は、随意契約に係る地方自治法施行令第167条の2第1項第1号、同項第2号、及び事務組合契約事務規則第44条の規定に基づき、適法に締結されたものと認められる。

(8) ⑤について

請求人は、答弁書等の作成にあたり協議がないこと、書類の返還がないことをもって、委任された弁護士業務を行っていないと主張する。

しかし、委任契約の内容は、優れて当事者間の意思の合致により定められるものである。当該委任契約の内容は、特定の事件について訴訟等の処理を包括的に委任したものと解され、答弁書の協議や書類の返還がなされなかつたとしても、特段問題となるものではない。

なお、当該委任契約に基づき、合計 28 件の訴訟に係る業務が A に委任され、そのすべての訴訟が、民事訴訟法第 263 条に基づく訴えの取下げの擬制により既に終了していることが A により報告されている。

A への報酬の支払いは、事務組合契約事務規則第 62 条に定める契約の履行に関する検査を経て、事務組合会計事務規則第 38 条に基づき適正な手続きにより支出されたものと認められる。

- (9) 以上のことから、当該委任契約に基づく報酬の支払いに違法性・不当性は認められず、事務組合が被った損害の補填措置を求めるという本件請求には、理由がない。